

## 【重要】新型コロナウイルス関連

(UAE から日本に入国した際の指定施設の待機期間が「6日間」に延長：7月9日～)

令和3年7月6日  
在ドバイ日本国総領事館

### 【ポイント】

- UAE を出発し、7月9日日本時間午前0時以降に日本に入国する渡航者は、検疫所指定施設における待機期間が「6日間」に延長されます（7月8日中に入国する場合は、従来どおり3日間の指定施設待機）。
- 出発前72時間以内の「出国前検査証明」の取得及び携行、質問票や誓約書の提出、14日間の自主隔離、公共交通機関の不利用等、その他の検疫措置に変更はありません。
- 「出国前検査証明」の検査検体が追加され、日本政府指定書式が改定されました。なお、ドバイにおける検査施設情報に変更はありません。

### 【本文】

#### 1 UAE から日本に入国する際の検疫措置

- (1) 7月6日、日本政府はUAEを新たに「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する水際対策措置」の対象国に指定しました。
- (2) UAE を出発し、7月9日日本時間午前0時以降に日本の空港に到着する渡航者は、検疫所指定施設における待機期間が「6日間」に延長されます。7月8日中に日本に到着する渡航者は、従来どおり待機期間は「3日間」です。
- (3) なお、出発前72時間以内の「出国前検査証明」の取得/携行、「質問票」QRコードの事前取得、「誓約書」の提出、指定アプリのダウンロード、14日間の自主隔離（検疫所指定施設の6日間を含む）、公共交通機関の不利用等、従来の検疫措置も引き続き要請されます。
- (4) 措置の詳細については、以下のリンクをご参照ください。

UAE から日本に入国する際の検疫措置（7月6日更新）：<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/files/100205125.pdf>

#### 2 「出国前検査証明」の検査検体追加、日本政府指定書式の改定、検査施設情報

##### (1) 日本政府指定書式の改定

日本政府が定める「出国前検査証明」の有効な検体について、従来の「鼻咽頭ぬぐい液」、「唾液」に加えて、「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」を認める決定がなされました。それに伴い、検体名を追加した「指定書式」が改定されましたので、以下のリンクからご確認ください。

最新の「指定書式」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000799426.pdf>

## (2) ドバイにおける「出国前検査証明」の取得方法

ドバイでは広く「鼻咽頭ぬぐい液 (Nasopharyngeal Swab)」検体による「PCR (Nucleic acid amplification test (RT-PCR))」検査が行われています。上記(1)の日本政府の決定以降も、ドバイで検査を受ける場合の「出国前検査証明」の取得方法及び検査施設の情報に変更はありません。

### 【本件に関する参照先】

#### ○当館ホームページ

(UAE から日本に入国する際の検疫措置 (7月6日更新))

<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/files/100205125.pdf>

(ドバイの検査施設情報一覧)

[https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00010.html](https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00010.html)

#### ○外務省ホームページ

(7月6日付：新たな水際対策措置 (特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国・地域))

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_20210109.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_20210109.html)

#### ○出国前検査証明の「指定書式」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

#### ○日本の検疫措置に関する参照先

##### ア 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

海外から：+81-3-3595-2176 (月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00)

日本国内から：0120-565-653 (月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00)

##### イ 海外から日本に入国する全ての方が対象となる措置の全体説明

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

##### ウ 「質問票」(出発前にQRコードを取得してください)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00251.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html)

##### エ 「誓約書」の提出 (1人1枚必要です)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

##### オ スマートフォンの携行、必要なアプリの登録 (原則13歳以上は1人1台必要)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

---

#### 在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888 (日～木曜 08:00-16:00、ラマダン中は08:00-14:00)

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

メール：[ryouji@du.mofa.go.jp](mailto:ryouji@du.mofa.go.jp)

ホームページ：[http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

---